

2023 年 12 月号 (Vol.29)

少数投資主からの投資主総会招集請求を受けた開催された いちごオフィスリート投資法人の臨時投資主総会について

- I. はじめに
- II. 事実の経緯
- III. 関係する法制度のご紹介

森・濱田松本法律事務所
弁護士 尾本 太郎
TEL. 03 6212 8307
taro.omoto@mhm-global.com
弁護士 佐伯 優仁
TEL. 03 6266 8523
masahito.saeki@mhm-global.com
弁護士 山本 義人
TEL. 03 6266 8993
yoshito.yamamoto@mhm-global.com

I. はじめに

本ニュースレターでは、スターアジアグループに属する Berkeley Global, LLC（以下「BG」といいます。）によるいちごオフィスリート投資法人（以下「IOR」といいます。）に対する投資主総会招集請求を受けて IOR により 2023 年 6 月 23 日に開催された臨時投資主総会（以下「本臨時投資主総会」といいます。）についてご紹介します。

本臨時投資主総会は、少数投資主による投資主総会招集請求を受けて IOR 自身により開催された投資主総会であるという性質を有するとともに、近時複数の投資法人において導入されている、みなし賛成制度を特定の議案について適用しない旨の規約の定めが実際に適用された初の投資主総会となりました。

なお、当事務所は IOR の依頼に基づき、本臨時投資主総会について IOR の法律顧問として助言等を提供しましたが、本ニュースレターでは、事実関係については各当事者により一般に公表された情報のみに基づき記載しています。

II. 事実の経緯

1. BG による投資主総会招集請求及びいちごトラストによる反対通知

BG は、2023 年 3 月 17 日に、IOR に対して、開催予定日を（IOR の直近の決算期である）2023 年 4 月 30 日から 8 週間以内の日¹とする投資主総会招集請求を行いま

¹ 投信法 90 条 3 項、会社法 297 条 4 項では、投資主総会招集請求の後遅滞なく招集の手続きが行われない場合又は当該請求があった日から 8 週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合、請求を行った投資主は内閣総理大臣（注：財務局長又は財務支局長にその権限は委任されています。）の許可を得て、投資主総会を招集することができますとされています。この点、BG は、基準日投資主の確定費用を最小化しつつ、可及的速やかに投資主総会を開催するためとして、IOR の直近の決算期である 2023 年 4 月 30 日から 8 週間以内の日を開催日とする投資主総会の開催を請求しました。

REIT NEWSLETTER

した（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）90条3項、会社法297条1項）。そして、BGは、当該投資主総会において、以下の6個の議案（以下「BG提案」といい、うち、特に役員選任議案を「BG側役員選任議案」といいます。）の上程並びに当該議案の要領及び提案の理由を投資主総会の招集通知及び投資主総会参考書類に記載することを請求しました（投信法94条1項、会社法305条）。

BG 提案	
1.	規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率変の変更）の件
2.	規約一部変更（譲渡成果報酬の廃止並びに取得報酬及び譲渡報酬の新設）の件
3.	規約一部変更（被合併時成果報酬及び被買収時成果報酬の廃止並びに合併報酬の新設）の件
4.	執行役員杉原亨選任の件
5.	監督役員藤永明彦選任の件
6.	規約一部変更（役員報酬上限設定）の件

ここで、IORは、規約15条3項において、①BG側役員選任議案のような、同項各号に規定する特定の重要議案が投資主総会に提出されることについて、IORがそのウェブサイトにおいて公表した日又は招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨をIOR（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、IOR及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、②IORが当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくはIORのウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案についてはみなし賛成を適用しない旨を規定していました（以下「本みなし賛成適用除外規定」といいます。なお、かかる制度の詳細については、後記「Ⅲ. 関係する法制度のご紹介 2. みなし賛成制度」をご参照ください。）。

本みなし賛成適用除外規定を背景に、IORのスポンサーであり、IORの総発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月以上引き続き有している投資主でもあるいちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド（以下「いちごトラスト」といいます。）は、正式に投資主総会の招集が決定された場合には、必要に応じて、本みなし賛成適用除外規定に基づき改めて通知する予定ではある旨の留保を置きつつ、本みなし賛成適用除外規定の適用に関する疑義が生じる事態を防ぐことを目的として、BG側選任議案に反対する旨の通知書をIORに発出し、IORはこれを2023年3月29日に受領しています。

REIT NEWSLETTER

2. IOR による臨時投資主総会開催の決定、いちごトラストによる投資主提案及びいちごトラスト提案に対する BG の反対通知

BG 提案を受け、IOR は、2023 年 4 月 21 日に、2023 年 6 月下旬に本臨時投資主総会を開催する方針を決定し、2023 年 4 月 25 日に、当該方針に基づき、本臨時投資主総会を 2023 年 6 月 23 日に開催し、その議決権行使の基準日を 2023 年 4 月 30 日とする旨を決定しました。なお、2023 年 4 月 25 日時点では、IOR は、本臨時投資主総会に上程する議案を決定しておらず、また、BG 提案に対する役員会意見も留保しています。

IOR による本臨時投資主総会開催の決定を受けて、いちごトラストは、2023 年 4 月 27 日に、以下の 8 議案（以下「いちごトラスト提案」といいます。）を本臨時投資主総会の目的事項として追加すること（投信法 94 条 1 項、会社法 303 条 2 項）並びにこれらの議案の要領及び提案の理由を本臨時投資主総会の招集通知及び投資主総会参考書類に記載することを請求しました（投信法 94 条 1 項、会社法 305 条）。

いちごトラスト提案の多くは、BG 提案の対案という性質を有しており、BG 提案といちごトラスト提案の関係は以下のとおりとなります。

BG 提案		いちごトラスト提案	
1.	規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率変更の変更）の件	1.	規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率変更の変更）の件
2.	規約一部変更（譲渡成果報酬の廃止並びに取得報酬及び譲渡報酬の新設）の件	2.	規約一部変更（譲渡成果報酬の変更）の件
3.	規約一部変更（被合併時成果報酬及び被買収時成果報酬の廃止並びに合併報酬の新設）の件	3.	規約一部変更（被合併時成果報酬の変更）の件
		4.	規約一部変更（被買収時成果報酬の変更）の件
4.	執行役員杉原亨選任の件	5.	執行役員鍵山卓史選任の件
5.	監督役員藤永明彦選任の件	6.	監督役員丸尾友二選任の件
6.	規約一部変更（役員報酬上限設定）の件	7.	規約一部変更（役員報酬上限変更及び投資主総会決議要件の付加）の件
		8.	規約一部変更（役員人数上限設定）の件

その後、BG は、BG 側役員選任議案について、既にいちごトラストからこれらの議案に反対する旨の通知がなされており、本みなし賛成適用除外規定に基づきみなし賛成の適用が排除される可能性があるところ、いちごトラスト提案のうち役員選任に係る議案（いちごトラスト提案のうち上記 5.及び 6.）（以下「いちごトラスト側役員選

REIT NEWSLETTER

任議案」といいます。) についてのみ、みなし賛成が適用されることは適切ではないとして、本みなし賛成適用除外規定を背景に、いちごトラスト側役員選任議案に反対する旨の通知を IOR に発出しており、IOR はこれを 2023 年 5 月 12 日に受領しています。

3. IOR による付議議案の決定並びに IOR 提案に対する BG による反対通知及び BG による投資主提案の一部の取下げ

IOR は、IOR 役員会において BG 提案といちごトラスト提案双方の提案内容を検討した結果、2023 年 5 月 25 日に、いちごトラスト提案と実質的に同一の議案を投資法人提案（以下「IOR 提案」といいます。）として本臨時投資主総会に上程するとともに、BG 提案についても投資主提案として同投資主総会に付議すること、及び BG 提案については反対することを決定しました。これを受けて、いちごトラストは、いちごトラスト提案の全てを取り下げています。

IOR が BG 提案に反対する旨を公表したことから、本みなし賛成適用除外規定に基づき、BG 側役員選任議案にはみなし賛成は適用されないこととなりました。他方、上記のとおり、BG は、いちごトラスト側役員選任議案に反対する旨の通知を発出していました。いちごトラスト側役員選任議案と IOR 提案に含まれる役員選任議案（以下「IOR 側役員選任議案」といいます。）は形式的には提案者が異なりますが、実質的には同一の議案であることから、IOR は、BG によるいちごトラスト側役員選任議案に係る反対通知を IOR 提案に含まれる役員選任議案に対する反対通知として取り扱うこととし、当該通知をもって IOR 側役員選任議案に対してもみなし賛成を適用しないこととしました²。

その後、IOR は、BG から、2023 年 6 月 5 日に BG 提案のうち以下の第 10 号議案を取り下げる旨の通知を、同月 9 日に第 9 号議案を取り下げる旨の通知を受領しており³、IOR はこれらの取下げのいずれについても同意しています⁵。

² なお、BG は、IOR 提案に含まれる役員選任議案について改めて本みなし賛成適用除外規定に基づき反対通知を行っており、IOR はこれを 2023 年 5 月 31 日に受領しています。

³ 各議案の取下げについては、対抗する IOR 提案（第 10 号議案については第 2 号議案、第 9 号議案については第 1 号議案）が、撤回や内容の変更を伴わずに、本臨時投資主総会に上程されることを条件としています。

⁴ BG は、第 10 号議案の取下げについて、同議案は譲渡成果報酬の廃止を求める内容であるところ、（当該議案に対抗する内容である）IOR 提案に係る第 2 号議案が BG の提案内容を実質的に受け入れるものであることを理由としています。これに対し、IOR は、BG の主張は前提を誤っている旨の反論をしています。また、BG は、第 9 号議案の取下げについて、同議案は収益・分配金成果報酬の料率の低減を求める内容であるところ、（当該議案に対抗する内容である）IOR 提案に係る第 1 号議案においても一定の料率の低減が提案されており、かつ、当該取下げの時点において、いちごトラストが IOR の発行済投資口の 32.41% を保有しており、第 9 号議案が可決されることは見込まれないことを踏まえ、当該議案を取り下げ、第 1 号議案にみなし賛成を適用させることによりその可決の可能性を高めることが、投資主利益の実現の観点から有用であることを理由としています。これに対し、IOR は、投資主還元と資産運用会社における運用体制の健全性・資産運用に対するインセンティブ維持のバランスの観点から、IOR が提案する料率が適切である旨の反論をしています。

⁵ 株式会社において株主提案がなされた場合、当該提案は会社に到達した時点で効力が生じるため、当該提案後に株主提案を取り下げるためには、当該会社の同意が必要となります（太子堂厚子、松下憲、若林功晃、金村公樹著『株主提案と委任状勧誘（第 3 版）』200 頁（商事法務、2023））。

REIT NEWSLETTER

この結果、本臨時投資主総会に上程される議案、及びこれに対するみなし賛成の適用状況は最終的に以下のとおりとなりました。

IOR提案	BG提案	相反状況 ⁶	みなし賛成 ⁷
第1号議案：規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の引き下げ）の件	第9号議案：規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の件） ※ なお、提案自体が取下げられ、本臨時投資主総会において、議案の上程も撤回されました。		適用あり
第2号議案：規約一部変更（譲渡成果報酬の変更）の件	第10号議案：規約一部変更（譲渡成果報酬の廃止並びに取得報酬及び譲渡報酬新設の件） ※ なお、提案自体が取下げられ、本臨時投資主総会において、議案の上程も撤回されました。		適用あり
第3号議案：規約一部変更（被合併時成果報酬の変更）の件 第4号議案：規約一部変更（被買収時成果報酬の変更）の件	第11号議案：規約一部変更（被合併時成果報酬及び被買収時成果報酬の廃止並びに合併報酬の新設）の件	相反議案	適用なし（投信法・規約）
第5号議案：執行役員 鍵山卓史選任の件	第12号議案：執行役員 杉原亨選任の件		適用なし（規約）
第6号議案：監督役員 丸尾友二選任の件	第13号議案：監督役員 藤永明彦選任の件		適用なし（規約）
第7号議案：規約一部変更（役員報酬上限引き下げおよび投資主総会決議要件の付加）の件	第14号議案：規約一部変更（役員報酬上限設定）の件	相反議案	適用なし（投信法・規約）
第8号議案：規約一部変更（役員人数上限設定）の件			適用あり

4. 本臨時投資主総会

2023年6月23日、本臨時投資主総会が開催されました。

前記「3. IORによる付議議案の決定並びにIOR提案に対するBGによる反対通知及びBGによる投資主提案の一部の取下げ」に記載のとおり、BG提案のうち、第9号議案及び第10号議案は取り下げられ、当該取下げにIORは同意しており、これらの議案については、本臨時投資主総会の議場において、投資主の承認を得てその上程が撤回されています。

⁶ 「相反状況」の欄の「相反議案」との記載は、対応する各議案が投信法93条1項・IOR規約15条1項の「相反する趣旨の議案」に該当することを示します。

⁷ 「みなし賛成」の欄の「適用なし（投信法・規約）」との記載は、投信法93条1項・IOR規約15条1項に基づきみなし賛成の適用が排除されることを示し、「適用なし（規約）」は、IOR規約15条3項に基づきみなし賛成の適用が排除されることを示します。

REIT NEWSLETTER

また、本臨時投資主総会においては投票方式による採決がなされました。そして、審議の結果、本臨時投資主総会において、IOR 提案はいずれも可決され、BG 提案はいずれも否決されるという結果になっています。なお、議決権行使結果は IOR のプレスリリースにより公表されています。

Ⅲ. 関係する法制度のご紹介

本件においては、投資法人を巡る様々な法制度が論点となりましたが、本稿では、そのうちのいくつかの法制度について概要をご説明します。

1. 投資主による投資主総会招集請求権、投資主提案権及び議案通知請求権

本臨時投資主総会は、①BG が、IOR に対して、BG 提案を投資主総会の目的事項とする臨時投資主総会の開催を請求し、②IOR が当該請求を受けて臨時投資主総会の開催を決定し、③その後、いちごトラストが、IOR に対して、本臨時投資主総会に、いちごトラスト提案を上程することを請求しています。そして、BG 及びいちごトラストは、本臨時投資主総会の招集通知及び投資主総会参考書類に、各提案に係る議案の要領及び提案の理由を記載することを請求しています⁸。

(1) 投資主総会招集請求権 (BG が行使した権利)

投信法上、投資主が、投資法人に対して、投資主総会招集請求権を行使し投資主総会の開催を請求するためには、当該投資法人の発行済投資口の 100 分の 3 以上(これを下回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合)の投資口を 6 か月(これを下回る期間を規約で定めた場合にあっては、その期間)以上保有する必要があります(投信法 90 条 3 項、会社法 297 条 1 項)。

そして、上記請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合、又は上記請求があった日から 8 週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合、請求を行った投資主は内閣総理大臣(注:財務局長又は財務支局長にその権限は委任されています。)の許可を得て、投資主総会を招集することが可能となります(投信法 90 条 3 項、会社法 297 条 4 項)。なお、BG は、基準日投資主の確定費用を最小化しつつ、可及的速やかに投資主総会を開催するために、(投資主総会招集請求を行った 2023 年 3 月 17 日から 8 週間以内の日ではなく)IOR の決算期である 2023 年 4 月 30 日から 8 週間以内の日を開催日とする投資主総会の開催を要請しました。

この点、IOR は、2023 年 4 月 21 日に、2023 年 6 月下旬に本臨時投資主総会を開

⁸ なお、前記「Ⅱ. 事実の経緯 3. IOR による付議議案の決定並びに IOR 提案に対する BG による反対通知及び BG による投資主提案の一部の取下げ」に記載のとおり、IOR がいちごトラスト提案と実質的に同一の議案を IOR 提案として本投資主総会に上程することとなったため、いちごトラストはその提案を取り下げており、また、BG もその提案の一部を取り下げています。

REIT NEWSLETTER

催する方針について決定するとともに、2023年4月25日に、当該方針に基づき、本臨時投資主総会を2023年6月23日に開催する旨を決定しており、BGから関東財務局長に対する投資主総会招集許可の申立てがなされることはありませんでした⁹。また、その結果、本臨時投資主総会はBGではなくIOR執行役員により招集されることとなり、当日の議長もIOR執行役員が務めました（規約10条）。

(2) 投資主提案権（いちごトラストが行使した権利）

発行済投資口の100分の1（これを下回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合）以上の投資口を6か月（これを下回る期間を規約で定めた場合にあっては、その期間）以上引き続き有する投資主は、投資主総会の8週間（これを下回る期間を規約で定めた場合にあっては、その期間）前までに、執行役員に対し、一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができます（投信法94条1項、会社法303条2項。）。

また、投資主は、投資主総会において、投資主総会の目的である事項（当該投資主が議決権を行使することができる事項に限ります。）につき議案を提出することができます（投信法94条1項、会社法304条）。

(3) 議案通知請求権（BG及びいちごトラストが行使した権利）

他の投資主に提出する議案をあらかじめ周知できるよう、発行済投資口の100分の1（これを下回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合）以上の投資口を6か月（これを下回る期間を規約で定めた場合にあっては、その期間）以上引き続き有する投資主は、投資主総会の日の8週間（これを下回る期間を規約で定めた場合にあっては、その期間）前までに、投資主総会の目的である事項につき当該投資主が提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます（投信法94条1項、会社法305条）¹⁰。

2. みなし賛成制度

(1) 制度の概要

事業会社とは異なり、投資法人の場合、規約によって、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の

⁹ ライオンパートナーズ合同会社が（旧）さくら総合リート投資法人に対して、2019年5月10日に行った投資主総会招集請求においては、ライオンパートナーズ合同会社による関東財務局長に対する臨時投資主総会の招集許可の申立てがなされており、招集許可決定がなされています。事例の詳細については、当事務所の [REIT NEWSLETTER 2019年11月号 \(Vol.19\)](#) をご参照ください。

¹⁰ 議案の要領及び提案の理由の記載に関して、投信法施行規則153条1項では、「投資主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（投資法人がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあっては、当該事項の概要」を記載することで足りるものとされています。この点、2023年6月1日に電子提供措置が開始されたIORの招集通知及び投資主総会参考書類（「第14回投資主総会招集ご通知」）では、BG提案に係る議案の要領及び提案の理由については、BGの請求内容を形式的な調整のみを行った上で転記しています。

REIT NEWSLETTER

議案があるときは、当該議案のいずれも除きます。)について賛成するものとみなす旨を定めることができます(投信法 93 条 1 項。みなし賛成制度)。そして、IOR を含む全ての上場投資法人が、みなし賛成を適用する旨の規約の規定を設けています。

みなし賛成制度の趣旨については一般に以下のような説明がなされています。

- ① 投資主は資産運用の結果として得られるリターンにのみ関心を有しており、小さなコストで議決権を行使する機会があるにも関わらず議決権行使をしない投資主については、投資主総会に上程される議案に対して基本的・包括的な了承を与えていると整理できる¹¹。そのため、定足数不充足等による投資主総会の無機能化を回避するため、議決権行使に係る行動をとらない投資主については、投資主総会に出席し、かつ、賛成したものとみなすことができる。
- ② 他方で、相反する趣旨の議案がある場合には、議案の内容に対する基本的・包括的な了承は認められない¹²。そのため、会議体の本則に戻って決議をする必要がある。

この点、投信法 93 条 1 項の枠組み(投資法及び規約に基づくみなし賛成の排除の枠組み)の中では、「相反する趣旨の議案」が提出されていない限りはみなし賛成の適用を排除することはできません。

しかしながら、「相反する趣旨の議案」の提出が容易ではないものの、投資主及び投資法人に重大な影響を与える所定の議案について、一定の投資主又は投資法人から、所定の期限までに反対の意見表明がなされている場合においては、議案の内容に対する基本的・包括的な了承は認められず、会議体の本則に沿った決議をするべきであるという考え方、あるいは、一定の重要事項についてはみなし賛成制度によらず、実際に議決権行使を行った投資主の意思に従って決議をするべきであるという考え方に基づき、近時 IOR を含む複数の投資法人が、その規約において、①特定の議案について、所定の期限までに、一定の資格要件を備えた投資主が特定の議案に反対である旨を表明し、又は、投資法人が当該議案に反対である旨を所定の方法で表明する場合には、みなし賛成を適用しない旨の規定¹³、又は、②単に特定の議案についてみなし賛成を適用しない旨の規定を設けています。前述の通り、IOR は①のタイプの規定を設けており、本臨時投資主総会は、この規定が実際に適用された初の投資主総会となりました。

¹¹ 額田雄一郎編著『逐条解説投資法人法』(一般社団法人金融財政事情研究会、2012) 131 頁

¹² 額田編著・前掲注 11・131 頁。

¹³ IOR 規約 15 条 3 項では、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は契約、③解散、④投資口の併合、⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除及び⑥吸収合併契約又は新設合併契約の承認の 6 個の議案を対象に、(i) 当該議案が投資主総会に提出されることについて、IOR が IOR のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から 2 週間以内に、総発行済投資口の 100 分の 1 以上の投資口を 6 か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は(ii) 当該議案について、IOR が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは IOR のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案について、みなし賛成は適用しない旨を定めています。

REIT NEWSLETTER

(2) 制度の概要本臨時投資主総会におけるみなし賛成排除に係るルールの適用例

IORは、「相反する趣旨の議案」にみなし賛成を適用しない旨の規約の規定に加えて、本みなし賛成適用除外規定を置いているため、特定の議案に対してみなし賛成が適用されないこととなるのは、以下の2つのケースになります。

- ① 相反する趣旨の議案が提出された場合
- ② 資格要件を備えた投資主又は投資法人が、所定の期限までに、当該議案に反対である旨を通知した場合（本みなし賛成適用除外規定が適用される場合）

この点、上記①の場合、どのような議案であれば「相反する趣旨の議案」とされるかは、法令上必ずしも明らかではありません。

例えば、IOR側役員選任議案とBG側役員選任議案（(i) 第5号議案と第12号議案、(ii) 第6号議案と第13号議案）ですが、これらの議案については、(IOR及びBGの双方の合理的意思表示として双方提案に係る役員が選任されることは想定されていなかったのではないかとと思われる一方で) 論理的には両立し、また、IOR及びBGの提案する候補者が全員役員に選任された場合であっても、投信法及びIOR規約における役員員数のルールに抵触することもないため¹⁴、これらの議案を「相反する趣旨の議案」と整理して良いかについては必ずしも明らかではありません。

本臨時投資主総会においては、本みなし賛成適用除外規定を適用することによりこれらの議案についてみなし賛成の適用は除外できたため、この問題は顕在化しませんでした。仮に本みなし賛成適用除外規定が存在しなかった場合（又は、役員の解任議案についてのみ、みなし賛成の適用を除外するタイプの規約の規定であった場合）には、この点についての検討が必要になったものと思われます。かかる意味で、本件は、(役員選任議案も対象にした) 本みなし賛成適用除外規定により、みなし賛成の適用の有無を明確にした前例となったと評価することが可能と思われます¹⁶。

¹⁴ 投信法95条2号では、監督役員の員数は執行役員の員数に1を加えた数以上とする旨が定められており、(本臨時投資主総会により変更される前の) IOR規約18条でも同様の員数に係る規定が置かれていました。なお、IORは第8号議案において「本投資法人の役員は5名以内とする。」旨の規約変更案を提案していますが、当該変更案においては、「2023年6月開催予定の投資主総会の次に開催される投資主総会(中略)の日からその効力を生ずるものとする。(後略)」という附則が置かれているため、当該変更案が可決されたとしても、本臨時投資主総会で選任されることとなる役員の員数には影響を及ぼさないこととなります。

¹⁵ なお、仮に役員員数のルールに抵触した場合であっても、補欠役員の繰上げや役員の追加選任等によって、役員員数ルールとの抵触を治癒することも可能であり、その場合には両議案はなお両立するとも言えます。

¹⁶ 本みなし賛成適用除外規定の有効性については特に争われなかったため、争点とはなりません。

REIT NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー：第3回「サステナビリティ×デット・ファイナンス」』
視聴期間 2023年12月4日（月）～2024年2月2日（金）
講師 二村 佑
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『第5283回金融ファクシミリ新聞社セミナー「インバウンド需要拡大で加熱するホテル不動産投資・ホテル買収 - 投資・運営スキーム、契約作成及びデューデリジェンスの実務解説」』
開催日時 2024年1月19日（金）13:30～16:00
講師 内津 冬樹、白井 俊太郎
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

- 論文 「Key developments & the latest trends in Japan - from a legal perspective」
掲載誌 Real Estate Finance & Investment Review 2023/24
著者 内津 冬樹